公　　示

第五管区海上保安本部長公示第 13 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 8 年 5 月 18 日

第五管区海上保安本部長(公印省略)

１　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（１）名　　称　　第五管区海上保安本部海洋情報部

（２）住　　所　　神戸市中央区波止場町１－１

２　水路測量を実施する区域及び期間

（１）区　　域　　播磨灘東部（付図のとおり）

（２）期　　間　　令和 8 年 7 月 1 日から
令和 8 年 9 月 9 日までのうち 17 日間

３　水路測量の実施方法

GNSS による測位、マルチビーム音響測深機による測深等

４　航行船舶に対する安全措置

測量船は水路業務法第 17 条に基づき、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める「白紅白」の標識を掲げる。

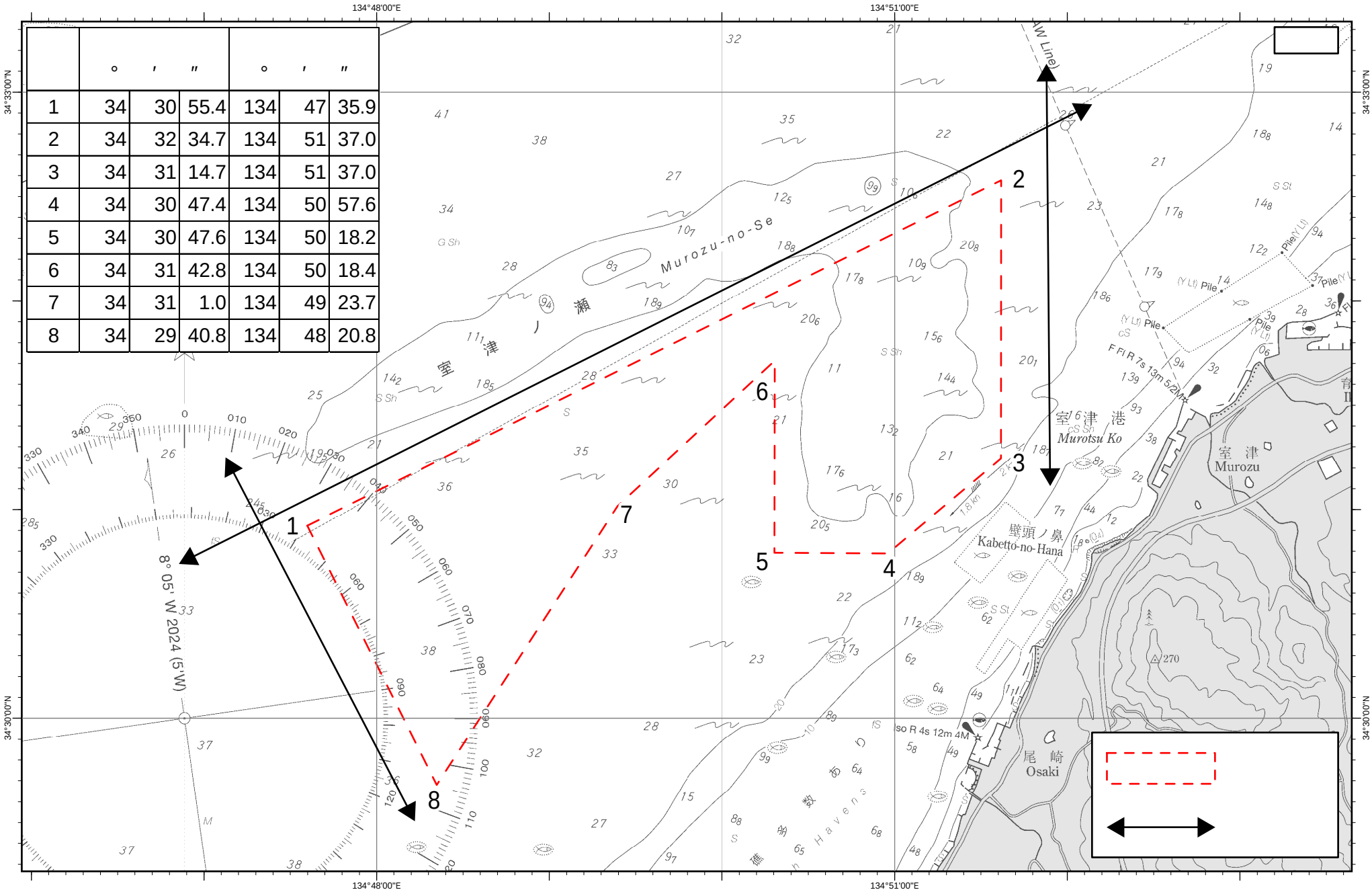

	°	′	″	°	′	″
1	34	30	55.4	134	47	35.9
2	34	32	34.7	134	51	37.0
3	34	31	14.7	134	51	37.0
4	34	30	47.4	134	50	57.6
5	34	30	47.6	134	50	18.2
6	34	31	42.8	134	50	18.4
7	34	31	1.0	134	49	23.7
8	34	29	40.8	134	48	20.8